

# 「愛川中学校の部活動に係る活動方針」

## 本方針策定の趣旨等

- 中学校における部活動は、共通の興味・関心を持つ生徒たちの自主的・自発的な参加により行われるもので、スポーツや文化及び科学等に親しむ中で個性の伸長を図るとともに、自主性や協調性、責任感、連帯感などが養われる教育的意義の高い活動である。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われなければならない。
- このように教育的価値の高い部活動の在り方について、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、部活動が多様な形で最適に実施されるよう、平成30年3月にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が、平成30年12月に文化庁において「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、神奈川県ではこのガイドラインに則り平成31年3月末に「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」が改定された。続いて、愛川町では、令和元年11月、国のガイドライン及び県の方針に則り、「愛川町立中学校に係る部活動の方針」を改定した。
- 本校では、国のガイドライン及び県・町の方針に則り、「愛川中学校の部活動に係る活動方針」を策定した。

## 1. ねらい

社会性を育成することを基本とし、共通の興味や関心を成長させていく中で、自主性、協調性、責任感を身に付け、心豊かでたくましく自立した学校生活を送れるようにすることをねらいとする。

## 2. 運営について

### (1) 設置部活動[令和2年4月1日現在]

- 運動部…陸上競技・軟式野球・バスケットボール（男女）・ソフトテニス（女子）  
バレーボール（女子）・卓球・サッカー
- 文化部…美術・吹奏楽・PC

### (2) 指導体制

- ・全ての部活動に複数名の教員を配置し、顧問の直接指導を原則とする。
- ・必要に応じて部活動顧問会を実施する。
- ・設置部活動以外の中体連主催大会への参加希望については、教職員による引率体制が整う場合のみ、対応する。
- ・各部活動の実情に応じ愛川町教育委員会に部活動指導者派遣を要請する。

## 3. 活動について

部活動の意義を踏まえた「目標設定及び具体的な活動」を生徒（保護者）と十分に確認（共通の認識及び理解）する。その上で今、課題となっている、生徒（教員）にとって適切な運動量（活動量）を踏まえ、休養も含めた活動計画や活動内容とする。

### (1) 活動計画

各部活動ごとに年間及び各月の活動計画を作成し、校長に提出する。

### (2) 活動日・休養日

- 週当たり、土日を含め、2日以上休養日をとる。

### 《具体的な運用》

- ①平日は放課後の部活動が行われない日を1日の休養日とする。
  - ②休日（土・日）について、どちらかは原則休みとする。両日とも活動した場合は平日に1日の完全休養日をとる。
  - ③休養日の設定は施設利用の関係や部活動の状況等により、統一的、定期的な休養日を設定することは難しいことから、各部ごとの休養日の設定とする。基本的には、平日は毎週水曜日を放課後の部活動が行われない日とするが、直近に大会等を控えている場合は、学校長の許可を得て、振り替えることができる。
  - ④長期休業中に終日活動を連続して行う場合は、原則2日までとする。
  - ⑤長期休業期間中の学校業務停止期間は、原則休養日とする。
  - ⑥教職員全員が関わる会議日等は、原則部活動は行わない。
  - ※他の諸会議日は、他の教職員による指導体制が整っている場合のみ、部活動を可とする。
  - ⑦ミーティング等は休養日（運動休養）にあたるとして取り扱う。
- 定期テスト前には、活動休止期間を設ける。原則として、期末テストの5日前から練習を休止する。但し、直近に大会を控えている場合は、保護者・学校長の許可を得て活動する場合もある。

### （3）活動時間

休憩時間を含まない実質の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の半日日程日を含む）は3時間程度とし、休憩時間をしっかり確保するとともにできるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

### （4）安全対策・事故防止

- ・使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。
- ・活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断する。

## 4. 中体連主催以外の各種大会等への参加について

生徒・教職員の健康面、保護者の経済的な面等を踏まえ、中体連主催以外の各種大会等への参加については、毎年各部ごとに必ず見直し、加重負担と判断した場合には、大会への参加を見合わせる等の対応を検討する。練習や練習試合及び地域行事への協力参加についても同様とする。

～附則～

この方針は、令和2年4月1日から施行する